

令和2年度居宅介護支援指摘事項一覧

33事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	居宅サービス計画の作成	サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検討したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない事例がありました。福祉用具貸与を位置付けるにあたっては、サービス担当者会議等でその必要性を検討し、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。	区条例第13号第15条第26号 老企第22号第2の3(8)㉓	5
		要介護1の利用者に特殊寝台の貸与を位置付けるに当たって、所定の手続きが行われていることが確認できませんでした。軽度者への福祉用具貸与を行う場合には、算定の可否を判断するための所定の手続きを行ってください。		1
		訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを利用している利用者について、主治の医師等の意見を確認しておらず、主治の医師等に居宅サービス計画の交付を行っていない事例がありました。医療サービスの利用を居宅サービス計画に位置づける場合には、主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に位置づけるようにして下さい。また、その場合には主治の医師等に居宅サービス計画を交付してください。	区条例第13号第15条第22号、第23号 老企第22号第2の3(8)㉑	1
2	秘密保持	管理者等の従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第13号第25条第2項 老企第22号第2の3(18)㉒	5
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を利用する場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3(18)㉓	1
3	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項 介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40第1項	5
4	給付費の算定(初回加算)	過去2月以内に居宅介護支援を行っている場合に、当該加算を算定している事例がありました。適切な介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9	2
		新規にアセスメント、サービス担当者会議を開催していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例がありました。適切な介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。		1
5	契約時の説明	平成30年4月以前の契約者について、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」、「サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること」について、指定居宅介護支援事業者が利用者又はその家族に対して説明を行い、同意したことについて署名を得たことが確認できませんでした。「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」等について、既存の利用者についても速やかに説明を行い、同意したことについて署名を得てください。	区条例第13号第6条第2項 老企第22号第2の3(2)	2
6	アセスメント	アセスメントが初回計画作成時に行われていない事例がありました。初回の居宅サービス計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時には、居宅サービス計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	区条例第13号第15条第6号 老企第22号第2の3(8)㉗	2
7	給付費の算定(退院・退所加算)	当該加算と初回加算を同時算定していた事例がありました。初回加算を算定している場合は算定できません。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表へ注 大臣基準告示・八十五の二 老企第36号第3の14	1
		退院・退所加算(Ⅱ)口の算定におけるカンファレンスについて、記録が不十分であり、また、出席者の氏名や職種が一部確認できない事例がありました。算定の根拠となる記録を確実に残してください。		1
8	モニタリング	1月に1回の居宅訪問、利用者への面接を行い、モニタリングを行っていることが確認できない事例がありました。特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回の居宅訪問、利用者への面接を行い、モニタリングの結果を記録に残してください。	区条例第13号第15条第15号 老企第22号第2の3(8)㉔	1
9	雇用契約	従業員が事業所と雇用契約を締結していることが確認できませんでした。雇用契約書等で従業員と雇用契約を締結し、適切な勤務体制の確保に努めてください。	区条例第13号第21条第2項 老企第22号第2の3(13)㉒	1
10	変更届	介護支援専門員が増員になった際の変更の届出書類について、確認ができませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に区へ届け出てください。	介護保険法第82条第1項 介護保険法施行規則第133条第1項	1
11	給付費の算定(運営基準減算)	1月に利用者の居宅訪問、利用者への面接をしていない場合、また、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合は、運営基準減算に該当し、居宅介護支援の減算を行わなければなりません。該当となる居宅介護支援費について、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表イ注3 老企第36号第3の6(4)	1
12	給付費の算定(入院時情報連携加算)	月末入院で翌月の初めに1回情報提供を行った場合に2月連続で当該加算を算定している事例がありました。適切な介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表木注 大臣基準告示・八十五 老企第36号第3の13	1